

監査委員告示第 4 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 3 年 7 月 6 日

上田市監査委員 小 池 功 二
同 小 坂 井 二 郎

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
令和2年度 行政監査に基づくもの					
1	R2	総務部	総務課、行政管理課	<p>〔意見〕</p> <p>・美術工芸品の統括管理について 美術工芸品は現在のように所蔵する各課が単独で管理するのではなく、入手(購入取得、寄附によるもの)から展示、保管、処分までの一連の業務を統括して管理する部署が一括管理することで適正管理や有効活用が図られ、改善すべきと考えます。</p> <p>美術館の協力を得ながら、芸術的・文化的な価値があるもの、記念的・地域的価値があるもの等、その価値や取扱い方法を的確に判断できる職員、部署(スペシャリスト・ゼネラリスト)の育成が望まれます。</p>	<p>美術工芸品の取得に関しては、入手、展示・保管において様々な背景や事情があることから各課で所蔵や管理を行っており、一括管理することが難しい状況です。</p> <p>各所属の人員については、組織とアライン等を通じて所属の行政課題及び業務量を把握した上で配置しており、引き続き適正な人員配置に努めていきます。</p>
2	R2	財政部	財産活用課	<p>〔意見〕</p> <p>・美術工芸品に係る備品台帳の整備について 備品台帳に登録のない絵画が86点ありますが、これらについて現時点で分かっている取得方法等の情報とともに備品台帳への登録が必要です。</p> <p>また、備品台帳に登録があり所在不明となっている13点については、全庁的に調査が必要です。</p>	<p>台帳に登録のない絵画については備品台帳に登録するよう指導を行い、所在不明となっている美術工芸品については、調査を行ったうえで台帳を更新するよう併せて指導します。</p> <p>また、研修等を通じ、備品台帳と現品の実査及び備品台帳の適正な整備についての周知・啓発を図ります。</p>
3	R2	財政部	財産活用課	<p>〔意見〕</p> <p>・活用されていない(未展示・死蔵)美術工芸品について 上田市所有の美術工芸品(絵画を中心に)489点の内62.4%の305点は未展示となっており、これらの大部分は上田創造館収蔵庫、真田中央公民館収蔵室に、その他は各課の倉庫等で保管されていますが、スペースの確保は大きな負担となっており、未展示品の有効活用が大きな課題です。</p> <p>未展示品の大多数は寄附を受けたものであり、明確な展示方法がない場合は寄附を受けるべきではないと考えます。</p> <p>活用の手段として、著作者の了解を得た上で、作品をホームページに掲載し多くの市民に閲覧いただくことや、貸出しすること等も考えられます。</p> <p>さらに一歩進めれば、閲覧等相当期間経過後、特に寄附作品については、寄贈者、その関係者の意向を再確認した上で、オークション等による売却を視野に入れた最終的処分の方法も検討すべきではないかと考えます。</p>	<p>美術工芸品については、その管理のみならず活用についても専門的な知識を要するため、上記意見 1)にもあるとおり、今後、美術工芸品の入手(購入取得、寄附によるもの)から展示、保管、処分までの一連の業務を統括して管理する「美術工芸品の統括管理」について関係部局間で協議を行い、そのうえで活用されていない(未展示・死蔵)美術工芸品についての取扱い方法についても検討していく必要があると考えています。</p> <p>なお、当課としましては、活用されていない(未展示・死蔵)美術工芸品の解消に向けた取組みとして、まずは備品登録されている美術工芸品についての取りまとめを行い、庁内で所属・分類・活用状況といった現状を確認できるようデータ整備を進めます。</p>

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
-----	------	----	----	-------	----------

令和2年度 行政監査に基づくもの

4	R2	会計管理者組織	会計課	<p>【意見】</p> <p>・美術工芸品に係る備品台帳の整備について備品台帳に登録のない絵画が86点ありますが、これらについて現時点で分かっている取得方法等の情報とともに備品台帳への登録が必要です。</p> <p>また、備品台帳に登録があり所在不明となっている13点については、全庁的に調査が必要です。</p>	<p>令和3年3月25日付で監査委員から提供を受けました美術工芸品データを参考にして、備品台帳に登録のない絵画については、財産活用課と協力し、担当課に備品台帳への登録を指導します。</p> <p>また、備品台帳に登録がある美術工芸品で所在不明となっているものについても、財産活用課と協力し、再度担当課等を調査したうえで、どうしても所在が分からないものは、備品台帳から削除するよう指導します。</p>
---	----	---------	-----	--	---

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
令和2年度 財政援助団体等監査に基づくもの					
5	R2	総務部	行政管理課	<p>【意見】</p> <p>・施設の管理運営に要する経費の支出科目の統一及び積算基準について</p> <p>収支報告の支出科目について、統一された名称や計上する科目に基準がないことから、同類の支出内容でも指定管理施設により科目の名称や計上される科目に相違がありました。管理経費の積算や収支報告に係る、人件費、事務費及び一般管理費に計上する各科目の名称の統一及び計上する科目の基準を明示することなどを検討してください。</p> <p>また、施設の管理運営に要する人件費、事務費及び一般管理費等の経費の積算について、所管課により取扱いに差が生じることがないよう一定の判断基準を示す必要があると考えます。</p> <p>さらに、間接経費にあたる一般管理費については、適正に指定管理料に反映されているか、指定管理者から積算根拠を求め金額の妥当性を確認するなど、客観性や透明性を確保しながら定着化が図られるように努めてください。</p>	<p>「収支報告の支出科目について、統一された名称や計上する科目に基準がないことから、同類の支出内容でも指定管理施設により科目の名称や計上される科目に相違がありました。」との御指摘でございますが、一般的に、会計科目につきましては、科目名やその科目への計上基準等、詳細については、各企業によって差異があるものと認識しており、指定管理施設につきましても、指定管理者である各企業・団体が企業内でのルールとして定めている社内規定等に準じて会計処理を行っておりますことから、企業・団体等によって、会計科目名やその科目への計上基準に差異が生じているものと考えております。</p> <p>科目名や計上基準の統一化につきましては、科目名や計上基準を統一することにより、企業内部で定められている社内規定等に影響がないか、指定管理者にとって事務処理の煩雑化を招く恐れがないか等、慎重に検討する必要がありますと考えております。</p> <p>「施設の管理運営に要する人件費、事務費及び一般管理費等の経費の積算について、所管課により取扱いに差が生じることがないように一定の判断基準を示す必要がある」との御指摘につきましては、施設所管課において、過去の決算額と比較を行う等、施設の状況に応じて適正な金額となるように積算しているものと考えております。</p> <p>「間接経費にあたる一般管理費の積算根拠の確認について」の御指摘につきましては、御指摘のとおり、積算根拠の確認等により客観性、透明性の確保に努めてまいります。</p>

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
令和2年度 財政援助団体等監査に基づくもの					
6	R2	教育委員会	スポーツ推進課(塩田の郷マレットゴルフ場)	<p>【指摘】</p> <p>(1) 自主事業に係る収支報告に関すること 自主事業(マレットゴルフ大会及び物品販売等)に係る経費は指定管理者自らの負担とされるべきものであることから、各年度の事業計画や実績報告においては、本来の指定管理者業務と分別し内容や収支の把握が必要となりますが、自主事業に係る収支の一部が指定管理者業務に係る収支決算に含まれて報告されていました。</p>	令和3年度会計より、指定管理業務と自主事業について区分して決算報告するよう指定管理者に指導いたしました。
7	R2	教育委員会	スポーツ推進課(塩田の郷マレットゴルフ場)	<p>【指摘】</p> <p>(2) 利用料減免に関すること 上田市体育施設使用料等減免取扱要項にて、障がい者個人の使用料の減免(2分の1減免)は当日の使用料のみとし、回数券及び通年券は除くものと定められていますが、回数券及び通年券についても減免が適用されていました。</p>	令和2年4月に本件事態について指定管理者に指導を行い、以降本件事態の発生はありません。
8	R2	教育委員会	スポーツ推進課(塩田の郷マレットゴルフ場)	<p>【指摘】</p> <p>(3) 備品の管理に関すること 基本協定書では、市が無償で貸与している備品を備品1、指定管理費で購入した市に帰属する備品を備品2、指定管理者の負担で購入した備品を備品3と区分し、財産台帳を作成し管理することを定めています。 このことについて、基本協定書では備品1に属する備品のみとなっておりますが、現地監査において、備品3に区分されるべき備品が保管されており、財産台帳が整備されていないため、区分が不明確な備品がありました。</p>	令和3年度からの指定管理に係る基本協定の更新に当たり、備品の洗い出し作業及び備品1と備品3の区分を実施し、台帳の整備を行いました。
9	R2	教育委員会	スポーツ推進課(塩田の郷マレットゴルフ場)、丸子地域教育事務所(天下山マレットゴルフ場)、武石地域教育事務所(武石森林公園マレットゴルフ場)	<p>【意見】</p> <p>利用者増加の取り組みにおける所管課の連携強化について 塩田の郷マレットゴルフ場、天下山マレットゴルフ場及び武石森林公園マレットゴルフ場は、プレイ人口の減及び高齢化などを理由に施設利用者の減少が続いています。利用者増加への取り組みは、指定管理者による努力だけでなく、各マレットゴルフ場の所管課が連携して実施していく必要があると考えます。 現在、塩田の郷マレットゴルフ場及び天下山マレットゴルフ場は公益社団法人シルバー人材センター、武石森林公園マレットゴルフ場は一般財団法人上田市地域振興事業団がそれぞれ管理しています。また、利用料(使用料)についても、上田市体育施設条例により定められていますが、通年券、回数券及び小・中学生の金額等は各マレットゴルフ場で相違があります。 利用者の増加に向け、通年券や回数券の共通化による利便性の拡大及びポイントカードの発行等さまざまな施策が考えられますが、管理体制や料金体系の検討を含めて、所管課及び指定管理者同士の連携を強化し、一体となって取り組んでください。</p>	3施設とも、指定管理期間が令和5年度までとなっているため、次回の指定管理者選定の募集要項に反映できるよう、利用料金の見直し、通年券の共通化、その他利用者増加に向けた取り組みについて検討してまいります。
10	R2	教育委員会	丸子地域教育事務所(天下山マレットゴルフ場)	<p>【指摘】</p> <p>(1) 利用料減免に関すること 上田市体育施設使用料等減免取扱要項にて、障がい者個人の使用料の減免(2分の1減免)は当日の使用料のみとし、回数券及び通年券は除くものと定められていますが、回数券についても減免が適用されていました。</p>	令和2年4月に本件事態について指定管理者に指導を行い、以降本件事態の発生はありません。

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
11	R2	教育委員会	丸子地域教育事務所(天下山マレットゴルフ場)	〔指摘〕 (2) 自主事業の承認に関すること 自主事業(マレットゴルフ大会等)について事業計画書及び収支予算書は提出されていましたが、指定管理者から自主事業申請書の提出がなく、所管課においても承認に係る手続きがされていませんでした。	令和2年4月に本件事態について指定管理者に指導を行い、以降本件事態の発生はありません。
12	R2	教育委員会	丸子地域教育事務所(天下山マレットゴルフ場)	〔指摘〕 (3) 備品の管理に関すること 基本協定書では、市が無償で貸与している備品を備品1、指定管理費で購入した市に帰属する備品を備品2、指定管理者の負担で購入した備品を備品3と区分し、財産台帳を作成し管理することを定めています。 このことについて、基本協定書では備品1に属する備品のみとなっていますが、現地監査において、備品2又は備品3に区分されるべき備品が保管されていましたが、財産台帳が整備されていないため、区分が不明確な備品がありました。 また、備品1～備品3に該当しない丸子地域自治センター建設課等の備品が保管されており、所有が明確に区分されていませんでした。	所有が不明確だった丸子建設課所管の備品について確認しました。併せて備品確認を実施し、台帳を整備しました。
13	R2	教育委員会	丸子地域教育事務所(天下山マレットゴルフ場)	〔指摘〕 (4) 自動車の貸与に関すること 「上田市公の施設に係る指定管理者制度導入の基本的な考え方」の中で、施設備品の取扱いについて「自動車については貸与しない」と定められていますが、当施設には軽トラック1台が無償貸与されていました。 事故による損害賠償等が発生した場合の市及び指定管理者における責任の所在等、庁用自動車を貸与するにあたっての基準が定められていないことから、貸与すべきではないと考えます。	R3年度協定締結時に指摘を受けた軽トラックについて、指定管理者と間で物品使用貸借契約書を作成し締結しました。保険に関しては指定管理者で加入しています。
14	R2	教育委員会	丸子地域教育事務所(天下山マレットゴルフ場)、武石地域教育事務所(武石森林公園マレットゴルフ場)	〔意見〕 ・利用料(使用料)について 天下山マレットゴルフ場及び武石森林公園マレットゴルフ場は、利用料収入の減少及び管理運営経費の増加等により、指定管理料が増加しています。 更なる効率的な施設運営に努めるとともに、利用料(使用料)についても、1日券は500円で統一されていますが、通年券は塩田の郷マレットゴルフ場が15,200円、天下山マレットゴルフ場及び武石森林公園マレットゴルフ場は10,100円と、5,100円安く設定されているため、受益と負担の公平性の観点から適正性を検証し、現状の管理運営経費に見合った料金体系を検討してください。	利用者数の減少対策として、地元企業に福利厚生としての活用をPRするなど、利用促進に努めています。 3施設とも、指定管理期間が令和5年度までとなっているため、次回の指定管理者選定の募集要項に反映できるよう、利用料金の見直し、通年券の共通化、その他利用者増加に向けた取り組みについて検討してまいります。
15	R2	教育委員会	武石地域教育事務所(武石森林公園マレットゴルフ場)	〔指摘〕 (1) 収納委託に関すること 上田市武石森林公園マレットゴルフ場は、使用料徴収施設であり基本協定書第9条により指定管理者が日常的に使用料収納事務を行っていますが、地方自治法施行令第158条及び上田市財務規則52条の規定による徴収又は収納の委託手続きがされていませんでした。	指摘後、速やかに収納委託手続きを行い是正いたしました。 今後、同様の失念がないよう注意してまいります。

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
16	R2	教育委員会	武石地域教育事務所(武石森林公園マレットゴルフ場)	<p>〔指摘〕</p> <p>(2) 備品管理に関すること 基本協定書では、市が無償で貸与している備品を備品1、指定管理費で購入した市に帰属する備品を備品2、指定管理者の負担で購入した備品を備品3と区分し、財産台帳を作成し管理することを定めています。 このことについて、指定管理料で購入した市に帰属する備品2が財産台帳では備品3として区分されていました。</p>	<p>備品の確認を再度、実施し財産台帳の訂正および整備をいたしました。</p>
17	R2	教育委員会	武石地域教育事務所(武石森林公園マレットゴルフ場)	<p>〔意見〕</p> <p>・利用料金制の導入について 指定管理者制度では、施設利用者の支払い料金が市の収入として徴収される使用料制と、指定管理者の収入として徴収される利用料金制の2種類がありますが、「上田市公の施設に係る指定管理者制度導入の基本的な考え方」において、「一定の料金収入が見込め、インセンティブが働く施設については、原則として、利用料金制を採用すること」と定めています。 現在、塩田の郷マレットゴルフ場及び天下山マレットゴルフ場が利用料金制で運営しているのに対し、武石森林公園マレットゴルフ場は使用料制で運営しています。利用料金制は、指定管理者の経営努力が発揮しやすくなるとともに、市の使用料に関する会計事務の負担軽減が図られるため、武石森林公園マレットゴルフ場も他のマレットゴルフ場と同様に利用料金制の導入を求めます。</p>	<p>3施設とも、指定管理期間が令和5年度までとなっているため、次回の指定管理者選定の募集要項で統一を図るよう検討してまいります。</p>